

# 中小企業・小規模企業を みんなで支援!

～須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定～

商工労政課(卸町仮庁舎) ☎(88)9142

**中小企業・小規模企業を  
取り巻く環境**

市の中小企業・小規模企業の経営環境は、少子高齢化、人材不足、東日本震災の影響による売り上げ減少などから厳しい状況にあります。景気回復の実感は乏しく、様々な課題を抱えています。

**中小企業・小規模企業の  
振興が地域活性化に  
つながります**

市では、市内事業所の99%を占める中小企業・小規模企業の振興策を市政の柱の一つと位置付けています。さらに商工会議所や商工会などの経済団体、金融機関、教育機関、そして市民の皆さんと連携して経済の好循環を生み出せるよう「須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、本年1月1日から施行しました。

**振興策の推進**

市は今後、「須賀川市中小企業・小規模企業振興会議」を

## 公共施設等総合管理計画を 策定しました

行政管理課(仮設庁舎) ☎(88)9122

市が保有する公共施設などには、老朽化が進んでいる建物などがあり、適切な維持管理に、今後多額の資金が必要になります。

公共施設や道路などの、効率的な管理や有効活用の指針となる計画を策定しました。

### 公共施設などの 維持管理に掛かる費用

市では、301の公共施設のほかに、道路や上下水道管などを管理しています(表1・

●表1 市が保有する公共施設の状況

施設分類 ※( )内は主な施設	施設数	面積(m <sup>2</sup> )
行政系施設(庁舎、消防屯所)	97	9632.4
教育文化系施設(公民館、図書館)	20	26,347.6
スポーツレクリエーション系施設(体育館、市民温泉)	29	44,866.6
保健・福祉施設(保健センター、老人福祉センター)	11	7,634.7
学校教育系施設(小・中学校、給食センター)	28	127,483.4
子育て支援施設(幼稚園、保育所)	33	16,003.2
公営住宅(市営住宅)	19	67,875.1
公園(管理事務所)	3	357.3
供給処理施設(浄化センター、清流センター)	3	3,772.6
産業系施設(産業会館、労働福祉会館)	28	2,204.3
上水道施設(浄水場)	8	2,085.0
その他(資材倉庫、除雪車庫)	22	7,013.8
総計	301	315,276.0

●表2 市が保有するインフラ資産の状況

分類	延長・面積など
道	一般道路 延長: 1,458,073m 面積: 7,622,727m <sup>2</sup>
	自転車歩行者道 延長: 11,621m 面積: 41,753m <sup>2</sup>
橋りょう	本数: 400橋 延長: 6,260m 面積: 41,668m <sup>2</sup>
	上水道施設(管路) 延長: 574,563m
下水道等施設(管路)	管路延長: 225,300m (公共下水道)
	(農業集落排水施設) 174,561m

一方、市が維持管理などに充てられる費用は1年当たり約45億円の見込みで、維持管理費用に約31億5000万円の不足が生じると見込まれています。市では、計画の方針に基づき、適切な維持管理に努め、費用の低減を図ります。

### ●融資制度

制度名	申込資格要件	資金使途	融資限度額	融 資 利 率	申込先
中小企業経営合理化資金保証融資	●1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ市税を完納している中小企業者 ●そのほか所定の要件を満たす人	運転資金 設備資金	1,000万円	融資期間 ●5年 1.7%以内 ●5～7年 1.8%以内 ●7～10年 1.9%以内	市内の銀行信用金庫信用組合
経営安定化資金融資	●常時、従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者で、県信用保証協会の無担保無保証人制度を利用できる人、または最近1か月の売上高などが最近3年間のいずれかの年の同月と比べ、3%以上減少している人 ●そのほか所定の要件を満たす人			●1.8%以内 ●市工業製品認定企業 1.5%以内	
商業活性化・共同事業資金融資	●市内において事業を営む事業者など ●営業の許可、認可、届け出、登録を必要とする業種は、許可または認可を取得するか登録が済んでいること ●そのほか所定の要件を満たす人	店舗等施設の 整備資金 事業資金 設備資金 運転資金	5,000万円	融資期間 ●5年 2.0%以内 ●5～10年 2.2%以内 ●10～25年 3.0%以内 (10年超は変動金利2.6%以内の選択可)	
スタートアップ資金融資	●新たに事業を開始しようとする人(開業2年以内の人を含む) ●事業を承継する人、または新たな分野の事業に進出しようとする人 ●そのほか所定の要件を満たす人	運転資金 設備資金	2,000万円	融資期間 ●5年 1.7%以内 ●5～10年 1.9%以内 ●特定創業支援を受けた人 ●5年 1.5%以内 ●5～10年 1.7%以内	

※平成28年度まで実施していた「震災対策特別資金融資」の取り扱い、商工労政課にお問い合わせください。

### ●補助制度

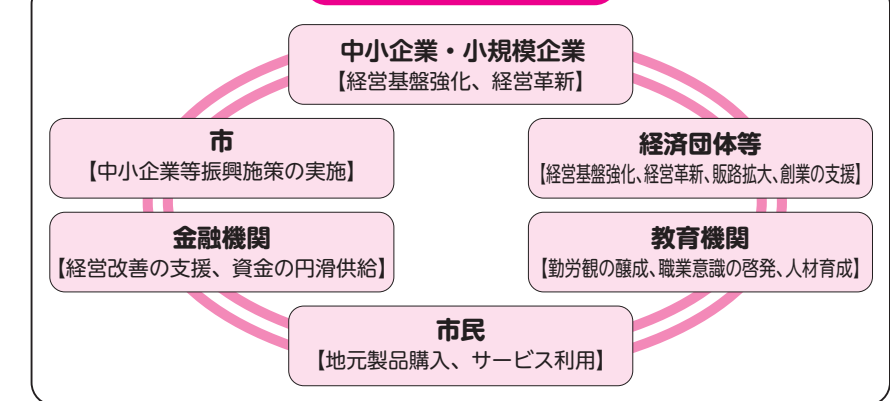
制度名	内 容	補 助 率	申込先
市融資制度信用保証料補助	中小企業経営合理化資金保証融資、経営安定化資金融資、商業活性化・共同事業資金融資、スタートアップ資金融資で融資を受けた人に、信用保証料を補助します。	融資1制度あたり、20万円を限度(スタートアップ資金融資のみ35万円を限度)	市内信用組合 信用金庫 銀行
市融資制度利子補給	スタートアップ資金融資を受けた人に、約定利子の一部を5年間補助します。	約定利子のうち年利率1%相当額	銀行
中小企業等人材育成事業補助制度	市内中小企業者などが行う研修参加や講師招致などの人材育成事業に対して、経費を補助します。	補助対象経費の2/3で、限度額40万円	商工労政課
中小企業ホームページ開設等支援事業補助制度	市内中小企業者が、ビジネスの契機となる情報発信の媒体としてホームページを開設するなどの事業に対して、経費を補助します。	補助対象経費の2/3で、限度額10万円 (須賀川市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、その証明書を交付された者で、事業開始から1年以内の場合15万円)	
中小企業産業見本市等出展支援事業補助制度	市内中小企業者(製造業)が行う自社製品の産業見本市(展示会)などへの出店事業に対して、経費を補助します。	補助対象経費の1/2で、限度額20万円 (須賀川市認定工業製品を出展する場合30万円)	

### ●条例のイメージ

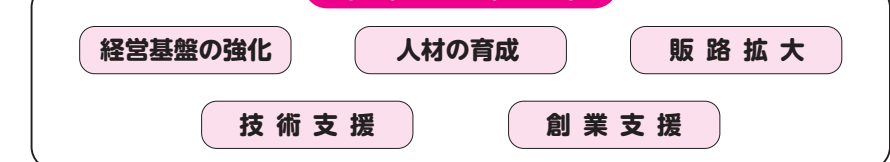
#### 基本理念

- 中小企業・小規模企業自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。
- 中小企業・小規模企業の経済的社会的な環境への円滑な適応及び成長発展が図られること。
- 本市の経済循環を促進するため、市、中小企業・小規模企業、経済団体等、金融機関、教育機関及び市民の相互協力の下に行われること。

#### 各主体の役割等



#### 施策の基本方針



本市経済の発展・市民生活の向上による地域活性化

開き、各団体と連携しながら中小企業・小規模企業の課題解決の具体策を検討し、中小企業などの振興に取り組みます。

**中小企業・小規模企業を  
応援しましょう!**

市内事業所の多くを占める

中小企業・小規模企業の活性化は、市民所得の向上や雇用の確保につながり、地域経済の好循環を生み出します。市民の皆さんには、市内で生産、製造または加工される物品や提供されるサービスを利用するなど、中小企業・小規模企業の振興にご協力をお願いします。

**市中小企業融資制度と  
補助制度のご案内**

市では、中小企業・小規模企業の皆さんを支援するため、各種融資制度や補助制度を設けています。申込資格要件や融資利率などは、左の表のとおりです。ご利用ください。